

Topics | トピックス

- ◆ 第9回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 派遣労働者が就業している事業所は12.3%～「2022年派遣労働者実態調査の概況」～
- ◆ 国民年金保険料を納付していない期間がある人に日本年金機構からお知らせ
- ◆ 2022年度年金委員厚生労働大臣表彰について
- ◆ 2023年9月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で80.8%

◆第9回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、11月21日に第9回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。第8回部会に引き続き「高齢期と年金制度の関わり②」について審議を行ったほか、「多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方」が議事とされた。

【高齢期の年金制度の関わり②】

〔働き方と老齢年金受給額〕

高齢者の就業率が上昇し、所得が200万円未満の人の割合は減少している一方で、約6割（男女別では男性約4割、女性約7割）は依然として200万円未満となっている（2022年現在）^{※1}。老齢年金受給者の公的年金額の受給額の分布を見ると、公的年金額100万円未満の受給者は、現役時代の経歴が正社員中心だった受給者では約1割であるが、常勤パートや中間的な経歴が中心だった人については5割超、アルバイト中心、自営業中心、仕事をしていない期間中心の人については6割を超えている。

さらに、65歳以上の人の老齢年金受給額（2017年現在）^{※2}を性別で見ると、男性は約6割が月額15万円以上、女性は6割以上が月額10万円未満となっている。女性の現役時代の経歴類型は、正社員中心、常勤パート中心、アルバイト中心、自営業中心の合計が56.4%で、収入を伴う仕事をしていない期間が中心の人は17.7%となっている。こうした調査結果から、より多くの女性が正社員中心で働くことが、年金額の上昇につながると考えられる。

※1 厚生労働省「国民生活基礎調査」（2022年）より

※2 厚生労働省「老齢年金受給者実態調査」（2017年）より。

〔在職老齢年金の見直しについて〕

高齢期の就労については在職老齢年金の在り方がポイントとなる。65歳以上の在職老齢年金を見直す（緩和または撤廃）と、年金額の所得代替率はどう変わるかをみると、2019年財政検証のオプション試算では、65歳以上の高在老の給与調整の基準額を62万円に緩和すると所得代替率はケースⅠ～Ⅲで2019年のマイナス0.2%となるが、高在老を撤廃すると同ケースでマイナス0.3～0.4%となり、大きな差がないことが示されている。

（これまでの年金部会で出された意見）

- 在職老齢年金制度が、従業員の就労意欲と中小企業の人手不足の両方にマイナスとなるケースがあるため、就業形態の違いによる公平性の問題と、年金財政や将来世代の受取り見込額への影響を考慮しつつ、年金制度が従業員の就業継続を後押しするものになるよう、議論が必要。
- 働く期間が65歳以降も長くなることを踏まえ、自分の人生設計に合わせて公的年金の受給期間を選択でき、選択したことによって損得が発生しないような制度改正の必要がある。高在老は廃止すべきではないか。

○在職老齢年金の支給停止については、基本的に縮小していくべき。働きたいという意欲のある人の意欲をそぐべきではない。諸外国の例(図1)に示される方向性で改正を考えるべき。

○全世代型社会保障の構築に向けた議論のなかで、世代にかかわらず負担能力に応じた負担を求めるという方向性が示され、高所得の高齢者について負担が引き上げられているため、社会保障全体を捉えると、高在老を廃止しても高所得者への過度な優遇とはならないと思われる。社会保障制度全体で高所得の高齢者の給付と負担のバランスを検討するという観点から、高在老について撤廃を含めて検討していく必要がある。

など

<図1> 諸外国における年金受給中に在職している場合の年金給付の取扱い

- ・ 諸外国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス)には、特に支給開始年齢(※)以降は、収入額によって年金給付額を減額する仕組みが存在しない。(支給開始年齢前は、一部の国において年収によって年金給付額を減額する仕組みが存在。)

(※)この資料で「支給開始年齢」とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受給できる年齢をいう。

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
年金受給中に在職している場合の老齢年金の取扱い	支給開始年齢前(繰上げ支給時) <small>※括弧内の年齢は、繰上げ支給が可能な年齢から支給開始年齢までの年齢</small>	(62~66歳) 【支給開始年齢(66歳)に達する年の前年まで】 年収21,240ドル(約299万円)を超える部分について就労収入2ドルにつき1ドルが減額。 【支給開始年齢(66歳)に達する年のうち同年齢に達する月の前月まで】 年収56,520ドル(約797万円)を超える部分について就労収入3ドルにつき1ドルが減額。	※繰上げ支給制度なし	(63~66歳) 在職していても年金額は減額されない。 ※2023年1月以前は年収が46,060ユーロ(約723万円)を超えた場合、年金額は超過分の40%停止。	62歳3か月で最高給付率(※1) ※繰上げ支給制度なし	(60~65歳) ・老齢基礎年金 在職していても年金額は減額されない。 ・老齢厚生年金 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止
	支給開始年齢以降	(66歳以降) 在職していても年金額は減額されない。 (注)2027年までに67歳に引上げ予定	(66歳以降) 在職していても年金額は減額されない。 (注)2028年までに67歳に引上げ予定 (注)2046年までに68歳に引上げ予定	(66歳以降) 在職していても年金額は減額されない。 (注)2031年までに67歳に引上げ予定	(62歳3か月以降) 在職していても年金額は減額されない。 (注)2030年までに64歳に引上げ予定	(67歳以降) 67歳以降であれば、在職していても年金額は減額されない。

<第8回年金部(2023.10.24)資料より>

【基礎年金の拠出期間延長について】

国民年金の被保険者期間を20歳から64歳までとすることで、基礎年金の拠出期間を45年に延長しての財源と受給額の増加を図ることについて、2025年の法改正を目指し本格検討が進められている。

(第8回の年金部会で出された意見)

- 被用者の就業率が高まっており賃金も上昇傾向にあり、第1号被保険者の保険料拠出能力も高まっていると考えられる。これまで保険料拠出を求められていなかった60歳代前半の人と若年者との違いは徐々に解消されていると考えられる。45年化は十分実行できるのではないかと。
- 基礎年金の拠出期間延長は、基礎年金の満額を引き上げるものであり、厚生年金の加入者にとっては、追加の保険料負担なく、これまで反映されなかった60歳から65歳までの期間が基礎年金に反映されることになり、平均寿命の伸び・雇用環境の変化といった今の時代の流れに合っているのではないかと。
- 時代が変わって平均寿命も延び、働く高齢者も増えたという背景から、働ける人には保険料を納めていただくということが大事である。そうすると所得代替率も上がるので、基礎年金の拠出期間延長には賛成。
- 45年への延長について基本的には賛成だが、第1号被保険者の中にはフリーランス・ダブルワーカーなど、保険料の支払いが非常に厳しい人も含まれるため、免除の仕組みの周知など、配慮することが必要ではないかと。

など

【マクロ経済スライドの調整期間の一致について】

2004年改正時の見通しでは、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整期間は一致することとなっていた。しかし、その後、デフレ下で賃金が下がっても基礎年金の水準は物価水準に合わせて高止まりしたため、国民年金の財政が悪化した。また、女性や高齢者の労働参加の進展により、想定より厚生年金被保険者の増加や第3号被保険者の減少が進み、厚生年金の財政が改善した。そのため、基礎年金と報酬比例部分の間でマクロ経済スライドの調整期間にズレが生じることとなった。

(第8回の年金部会で出された意見)

- マクロ経済スライドにより基礎年金の給付水準がかなり下がっていく問題に対してどう手当てするのか、今後大きな問題になるのではないか。
 - 基礎年金・厚生年金のマクロ経済スライドの同時停止については、仮に高齢化率、人口減少、労働力人口の減少がそれほどはでなくても、2019年財政検証のケースⅢでは、厚生年金のマクロ経済スライドは2025年には終わる見込みとなっており、今回の部会でぜひ深い議論をすべき。
 - 基礎年金の調整期間は厚生年金の調整期間よりも長くなることが見込まれているが、なぜそうなるのかといった、改正が求められる背景について、専門家でない人にも分かるように説明する必要がある。
 - 基礎年金水準の低下を防ぎ、所得再分配機能の低下を防ぐためには、マクロ経済スライドの調整期間を一致させる必要があるのではないか。
- など

【多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方】**【現在における年金の給付水準の示し方】**

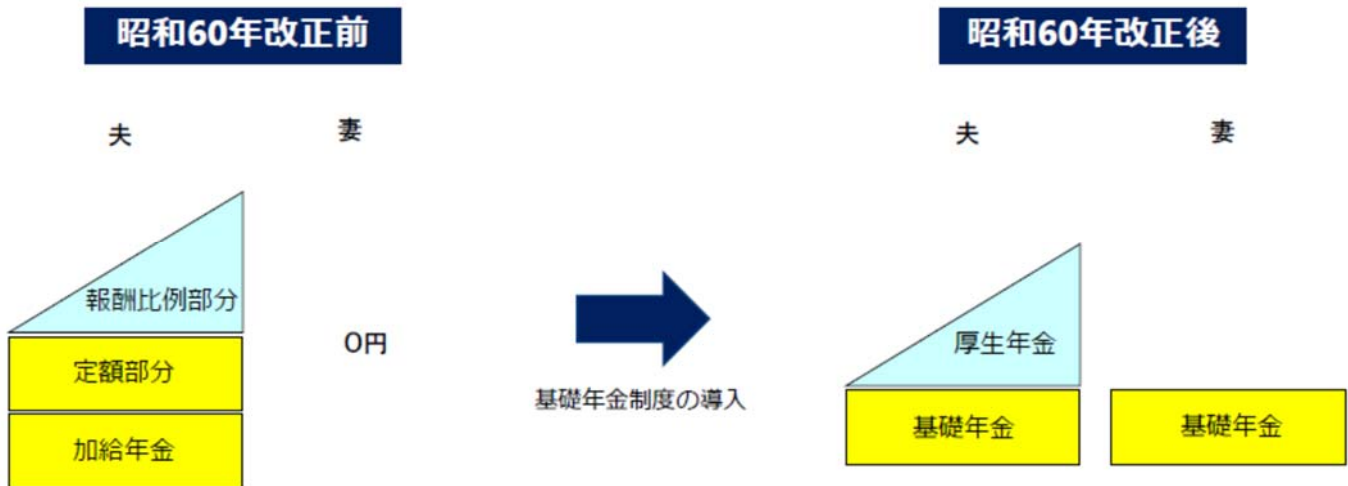
毎年1月の年金額改定の発表の際に、前年度の年金額からの増減幅を分かりやすく表すため、直近の財政検証時の「モデル年金」を基にした、「標準的な年金額」(国民年金・厚生年金)を公表している。具体的には、直近の財政検証時に算出した「モデル年金」の老齢厚生年金部分と、当年度までの年金額改定率で改定した年金額+当年度の夫婦2人分の老齢基礎年金を、当年度の「標準的な年金額」としている。

モデル年金の計算方法は制度改正により計算方法が変化している。1985年改正前は、夫に対して支給される厚生年金(定額部分+報酬比例部分+加給年金)によりモデル年金を計算していた。1985年改正後は、基礎年金制度の導入により、夫と妻2人分の基礎年金と夫に支給される厚生年金(報酬比例)によりモデル年金を計算することとなっている(図2)。

(第8回の年金部会で出された意見)

- 若い世代では共働き世帯が急増し、モデル年金のリアリティーが薄れているため、若者に対する周知・広報の観点から課題が多いのではないか。
- モデル年金は、年金の給付水準を図る指標として長年使用され、経年的な推移を把握するためには今後も意義がある指標と考えられるし、現行法では給付水準の下限を設定する際にも用いられているため、変更することは難しい。しかし、共働き世帯や単身世帯が増加している中、もっとリアルな年金の給付水準を知る目安として、多様なライフスタイルを想定したパターンを提示する形で広報して、それに基づいて制作決定を行うことが必要ではないか。
- 若者は多様な働き方をしているが、モデル世帯を今の家族に合わせた新しいパターンを何パターンか提示することで具体的な人生設計につながるのではないか。

<図2> 基礎年金導入によるモデル年金計算方法の変化



◆ 派遣労働者が就業している事業所は12.3% ～「2022年派遣労働者実態調査の概況」～

厚生労働省は11月24日、「2022年派遣労働者実態調査の概況」を公表した。調査によると、2022年10月1日現在、派遣労働者が就業している事業所の割合は12.3%となっている。産業別にみると、「製造業」が23.6%と最も高く、次いで「情報通信業」23.1%、「金融業、保険業」21.0%となっている。また、事業所規模別にみると、「1,000人以上」83.9%、「300～999人」66.8%、「100～299人」47.8%、「30～99人」26.9%、「5～29人」8.4%と規模が大きいほど派遣労働者が就業している事業所の割合が高くなっている。

事業所が派遣労働者を就業させる主な理由（複数回答3つまで）は、「欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため」が76.5%と最も高く、次いで「一時的・季節的な業務量の変動に対処するため」37.2%、「軽作業、補助的業務等を行うため」30.9%となっている。

派遣労働者を正社員に採用する制度がある事業所の割合は14.3%で、このうち過去1年間に「正社員に採用したことがある」は1.6%となっている。正社員に採用する制度がない事業所は84.4%で、このうち過去1年間に「正社員に採用したことがある」は2.2%となっている。

一方、派遣労働者の実態を見ると、年齢階級は、「45～49歳」と「50～54歳」が各15.8%と最も高く、次いで「35～39歳」が14.0%となっている。これを性別にみると、男性は「35～39歳」が19.4%と最も高く、女性は「50～54歳」が20.3%と最も高くなっている。また、派遣労働者の平均年齢は44.3歳（男性44.1歳、女性44.5歳）となっている。

派遣労働者として働いている理由（複数回答）をみると、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が30.8%、「正規の職員・従業員の仕事がないから」が30.4%と高くなっている（表1）。

派遣労働者の今後の働き方に対する希望については、「派遣労働者以外の就業形態で働きたい」37.0%、「派遣労働者として働きたい」34.2%となっている。「派遣労働者以外の就業形態で働きたい」派遣労働者について就業形態をみると、「正社員として働きたい」が74.3%、「パート等の正社員以外の就業形態で働きたい」が15.9%となっている。

<表1> 性、派遣の種類、派遣労働者として働いている理由別派遣労働者割合

(単位：%)

性・派遣の種類	派遣労働者計	派遣労働者として働いている理由（複数回答）						不明
		自分の都合の良い時間に働きたいから	家計の補助・学費等を得たいから	家事・育児・介護等と両立しやすいから	専門的な技能等をいかせるから	正規の職員・社員の仕事がないから	その他	
総数	100.0	30.8	18.6	11.7	13.8	30.4	40.6	0.8
男性	100.0	23.0	8.0	3.9	23.3	31.0	38.4	0.8
女性	100.0	37.1	27.2	18.0	6.2	29.8	42.4	0.8

◆国民年金保険料を納付していない期間がある人に日本年金機構からお知らせ

日本年金機構は11月22日、国民年金保険料を納付していない期間がある人に、「国民年金未納保険料 納付勧奨通知書（催告状）」を送付した。通知書は2023年10月14日時点の情報に基づき発行されているため、行き違いにより、すでに納付した期間や免除等が承認された期間が未納と表示されている場合がある。

[行き違いの例]

○2023年10月14日時点で保険料の免除等申請が審査中のとき

○2023年10月14日の直前に保険料を納付したとき*

※金融機関等で保険料を納付した情報が日本年金機構に届くまでに数日間かかるため。

[保険料の納付方法]

○国民年金保険料納付書で最寄りの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納付する。

（手元に納付書がない場合は、通知書に記載されている年金事務所まで連絡し再発行してもらう）

○ATMやインターネットバンキングによる電子納付を利用する。

○スマートフォンの決済アプリを利用した電子決済で納付する。

◆2023年度年金委員厚生労働大臣表彰について

全国の2022年度の厚生労働大臣表彰は、職域型年金委員が67名、地域型年金委員が2名、日本年金機構理事長表彰は、職域型年金委員が202名、地域型年金委員が2名、日本年金機構理事表彰は、職域型年金委員が438名、地域型年金委員が20名となった。

◆2023年9月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で80.8%

厚生労働省は11月24日、2023年9月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2020年9月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比1.0ポイント増の80.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は794万月で、納付月数は642万月。

【2021年9月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.4ポイント増の82.5%であった。納付対象月数は776万月で、納付月数は641万月。

【2022年9月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は80.4%であった。納付対象月数は785万月で、納付月数は631万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は90.9%となった。